

第 2 章 介護保険

○大隅肝属広域事務組合介護認定審査会の委員の定数を定める条例

平成21年 4 月 1 日

大隅肝属広域事務組合条例第 3 号

(介護認定審査会の委員の定数)

第 1 条 大隅肝属広域事務組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、150人とする。

(委任)

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。